

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 53

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43851



昭 39.12.5 相談・交渉会談録(第2回)

第1回会談は12月3日行われた。

神綱内閣は該会談をやめた。

續していたならば現在までの間にどのような進展が見られたであろうかと考へると一日も早く最終に至られるとともに希望せざるを得ない。

④ 日米関係

大庭： おきなわについては當地が如何に本島の安全に寄与しているかを今日一層認識せられる次第であるが、臺灣がその有用性を十分發揮する為には施政権がうまく運用されねばならない。終戦後2年近くも殖民地民が米軍に十分協力する限り軍事防衛の保障と施政権問題は別個の問題として扱うことも可能であるが、かかるおきなわ住民の協力を確保する為にはわれわれは十分に米側と協力し建設的に努力してゆかねばならぬと思う。どれを達成する為の過程が必要である。米側に対しては住民の經濟もふくしの向上とともに出来るだけ自治権の拡大について御配慮願いたい。

船井： おきなわ諸島については、ほほまい・しこたんに対する威嚇をソ連が許した間諺もあり難し当り諸島民に対し、おきなわを許されたい。

神綱内閣については日本側としては大島海防艦を中心として航行を行つてゐるので早い機会に会談を行ないわが方海軍に沿ひた練習半島で考慮されるよう希望する。

漁業交渉、せん難島その他貿易関係の諸問題の解決についても御留意ありたい。

織田： 今日の如き事態において日米安保条約問題が根幹である。右は日本の資金をアジアの平和をもたらす場合基本的なものであり、この点これを再認識し日本の方舟をめぐらして行く氣持をわれわれは有している。この並列の上に日米間の諸問題がある。これについては、われわれもえん闘なく意見を交換しあう。その間対立があるから組織が日本的基本的線に則る限りこれら諸問題は円満に解決できると思う。これら諸問題により両国間の關係を害する必要はないと思う。

長官： これら日米關係の諸問題を討議する為、アトウ總理の訪米が取組められたことはよろこびしい。また日米閣僚合同委員会についてもこれら諸問題の討議の機会として期待している。合同委員会の時期については4月を提案するより在唐大使館に連絡しているがまだ日本側には伝わっていないかも知れない(この点については会談終了後アドアリーより長官の耳旨の訂正あり)。米側では4月中旬といふことで開幕關係の意向をとりまとめている段階などとの事があつた。よつて式内大使より大臣と相談の上、日本側としては国会開会中の出発なので有終了後の5月下旬を目

として來例の場合を教訓あるありたい旨述べておいた)
また經濟事件についてはO E C DやG A T Tを通じても協
合の道があると思う。

就締約について必ずしも開発合同委員会を得ることなく交渉を進めたく、その順序としては、ならばがに交渉の際に非公式の交渉を予め行なつて公式の交渉が実行する前準備を行なつておくといややり方が堅ましいと思
う。かかる点につき本年末または1月初めは日本側と連絡あしたい。(後藤ファイアリーはこの点につき現在は日本側にホールが残っているからとの次の提案は日本側から行
われることを期待すると述べたので、武内大使より当方としては現目でても提携を行なう用意がある旨述べた。)

おみさ禁煙についてはどういう問題があるのかマクナ
マサ国防長官について開会しなければならないが、一方
針としては譲歩をとるだけ認めよう的な方向を諦耐した
いと思う。特別にどのような論点があるかは国防長官に照
会しよう。

お言なわについては二つの異つた問題があることを認め
記せねばならぬ。一つは日本實力により住民のふくし向上
の手段を計ることであり、他は統治の責任について基本的
原則を加えることである。この両者は混同しないことが大

切である。イケク・クネティ会談の際にもケダ統領は現地の状況を教習するための方途を教討する気構えは十分有していたが、いぬのしつばと、インデブツ切つて行く如く諺
語通は一すん通じてゆく如きことは希望していか
かつた。この点はサトウ総理とジョンソン大統領の間でい
ずれ講じられるであろう。

お言なわの在地は太平洋の早期に開拓する重要な問題で
あり、中興がそのりん園に対する侵略の手を引けば問題は
ないが、今後数年の見通しとしては米国が太平洋の完全保
障に責任を負する限り、おきなわにおける施設の保持がお
きなわにおける植民地の変遷により危殆におち入らざる
如きことは認められないと思ふ。

本国としても一般に両国共通の大なる問題について協調
連絡を取つてゆくことは極めてことと寄く。日本の如く大
國の当然負うべき経済としてその外交活動を積極的に行わ
れるにとは大變成である。

日本は外國ほどいのしょさいのないと、アジアの一
國でのること等の關係から本国の出来ないこととするこ
とが出来る立場にあり、例えばインドネシア、カンボジ
ア、ビルマ等のヨーロッパの如きでは、本国においては本国
の「ヨウモウ」が相は少ないので日本が進歩的方向に向うよう

これ等諸國に警告を期する。大いに外交活動
を強化されたい (We urge you to stimu-
lante Japan's diplomacy)

（何れ終戦節防の爲めお日本かかりたい。）

（終）

1967年11月27日

松石大臣 ライク長官会談
大臣発言稿

松石

2. 日本閣僚

(1) 沖縄問題

沖縄問題に關し、當國日本政府として米国に付託されたる措置をとるべきことを要望する點については、次の通りに答える。

- (1) 1962年3月のケネディー声明は、不
明が保留する公報のない行政機関を琉球政
府へ委託すること並びに安全保証上必要な
ない住民の自由に対する名目制御を撤廃する
ことにつき、本國政府が結果的妥協を行
なう旨を表明しているが、日本政府として
は、この眞摯の結果、米側がいかなる姑息
に處したかを承知したい。

- (2) また上記相討の結果は、できるだけ早く
実施に移すことが必要であると考える。

- (3) 沖縄問題改善のため具体的に當國いかな
る措置が考えられるかについては、たとえ
ば自治権拡大の問題としては、

- (1) 立法権による憲法の前後、未民政府に

よる法律の審査を行なう法律の導入。學
校開設問題の緩和。

- (4) 高等弁護官が設置する布告。布告の内
容となしうる事項の明確化。
- (5) 政府職員の人格權及び公社等の運営、
管轄権並びに旧沖縄県政府財産監督局の
未民政府から城外政府への委附。
- (6) 出版物出版制限の廃止。
- (7) 公共施設への日本国旗の掲揚を祝祭日
のみに制限していることの緩和。
- (8) 本土島者のがれへの報酬許可制の廃止。
等が挙げられる。

(注) 本席公報について、松岡主席は現在の得
票數が全沖縄で、保守之派、ナタに対し、
野党より位の割合ないと指摘されるので、か
かる野党対優勢の状況下で、本席の公報
制限を導入することは實際上は問題である
旨、ライシ・ワード大使に内訳した由である。

(2) 小笠原問題

(4) 煙島問題

(1) 小笠原群島は、琉球諸島とは別に本海軍
が統治に当つてゐる。

(2) 日本海軍は、戰時中小笠原群島より島民
6,886名を陸上本軍へ残余683名全員ハ引揚ヘ13名
を始めて内地に引揚げたが、船隻等
はそのうち欧米系の祖先を有する旧島民
135名のみが、本國により昭和21年
10月煙島を許可された。

その他の旧島民は昭和22年7月小笠原
諸島復帰許可を構成し、日本兩國政府に対
し煙島に烟島の請願を行なつてゐる。

(3) 政府は、旧住民の煙島の早期実現を終
目標に引継き本側と折衝してゐた。昭和
32年6月煙島連、同年9月煙島外相の訪
本の際、両大臣からそれぞれ強く煙島実現
について要望した結果、煙島は軍事上の要
因により困難である。ただし、煙島しきな
いことから當じた損害の補償は検討の用意

があり、政府は36年10月及び37年2
月の2回にわたって本國政府に対し、これ
を許可するよう具体案を添えて申入れを行
なつたが、本國は安全上の理由により、許
可でない旨回答してきている。

本年6月、当時の福田防衛省長官は前來
の様、マクナマラ国防長官に対し、小笠原
の轄域許可についても配慮ありたい旨を申
入れた。マクナマラ長官は、十分考慮した
旨答えた點である。

がある旨の米国政府の意向が明らかとなつた。よつて政府は、とりあえず捕鯨補償問題の早期解決をはかることとし、個々折衝の結果、昭和三六年六月六〇〇万ドルの米政府よりの見舞金の支払いが実現した。

本見舞金は、小笠原島民が小笠原に残置した財産を利用しえないことにに対する補償であつて、これによつて再び米国の施設が終了するまでの期間の損害が補償されたことになつてゐる。

(iv) 烟島の埋説は、上記損害補償の支払いとは別個の問題である。

旧島民で東京帰離島地区に定着し、一応生活の安定をえている者も多いが、同時に煙島を希望している者もあり、依然煙島を希望する声は國係者の間に強い。

(v) 墓誌問題

昭和三六年七月小笠原旧島民代表から、島民五十名の团体墓誌を行ないたい旨の申出

(2) 沖縄問題

瀬戸内における安全保証船持のため、沖縄本島諸島が果している役割りの重要性については、わが國としても十分これを認識している。しかしながら、米国による沖縄の統治はすでに20年の長年に及ぶんとしており、沖縄住民の間に自治権、その他の政治的、社会的自由の拡大と、さらに日本本土への復帰を歴史的な歩みとともに経まつたことがあることは、自然な宿題の横移と考えられる。

沖縄住民の願望に、われわれがいかに長期に対処するかは、今後の長期的な日本国防面に直接影響を及ぼす課題問題と考えられるので、本政府としても、当面の基地保有のための便宜のみならざることなく、長期的視野に

たら、本問題に先駆的、かつ、前向きに対処せられんことを望みたい。

(2) 小笠原問題

小笠原諸島についても、できるだけ早い機会に日本への返還を希望するが、担当つては、ソ連がハボマイ、シコタンへの返還を認めたことにあらんがゆ、是非とも住民の基盤について好意的配慮を願いたい。